

薬剤師研修・認定電子システム(PECS)の研修認定薬剤師  
申請にかかる変更点について

標記について、日本薬剤師研修センターのホームページに資料が掲載されていますのでお知らせします。

研修認定薬剤師の**新規申請**の認定について、令和4年1月11日より、以下の変更があるとのことです。

【変更前】

研修認定薬剤師として最初の認定に必要な単位は40単位とし、最初の認定を受けるための研修期間は、最初に単位を取得した日より起算して4年間以内とする。ただし、毎年5単位以上取得すること。

【変更後】

研修認定薬剤師として最初の認定に必要な単位は40単位とし、最初の認定を受けるための研修期間は、認定申請日(PECSで認定申請手続きを行った日)より遡って4年間以内とする。

その他の変更も含め、詳細は日本薬剤師研修センター ホームページ掲載の以下の資料をご確認ください。

○研修認定薬剤師制度実施要領の読み替え(変更)について(令和4年1月11日から同年3月31日まで適用)

<https://www.jpec.or.jp/download/jisshiyoryoyomikae.pdf>

○PECS移行に伴う主な変更点(研修認定薬剤師の認定申請関係)(PDF)

<https://www.jpec.or.jp/download/henkotensetsumei.pdf>

以上です。

今後、研修認定薬剤師の申請を予定されている方はご注意くださいようお願いいたします。